

2022年03月16日（3月11日現在）

ふくま健治

## 大分市議会第1回定例会・総括質問(案)

日本共産党の福間健治です。私は日本共産党議員団を代表して、総括質問をおこないます。

### 1、まず、新型コロナウイルス感染症対策について質問します。

新型コロナのオミクロン株から国民・市民の命と健康、暮らしを守ることは、最優先の課題です。感染防止対策等に日々ご尽力されていることに心から敬意を表します。そこで以下、5点について質問します。

#### ○まずワクチン接種についてです。

ワクチンの3回目接種が遅れています。接種の6カ月後から抗体価は下がるとされており、政府が当初、3回目接種を原則8カ月後としたことには、医学的根拠がなかったことを示しています。岸田総理は、昨年12月6日、2回目接種後8カ月を待たずに「できる限り前倒し」をすると表明しました。

しかし、現時点で3回目接種を終えたのは全国民のわずかに約26%です。このままでは第6波の感染抑制には、充分とは言えません。本市は3月末までに65歳以上の接種を終えたい、子どもへの接種も始めたと聞いています。

そこで質問します。現時点での接種率、今後の接種計画はどうなっているのでしょうか。見解を求めます。

#### ○次に検査体制についてです。

PCR検査等の遅れも重大です。急速な感染拡大による医療と介護の崩壊を防ぐうえでも、高齢者施設や医療機関などを頻回の定期検査によって守ることが急務となっています。ところが政府の対応は、「一斉定期検査」の事務連絡を出しただけで、実施の判断は自治体まかせとなっています。

そこで質問します。(1)現在のPCR検査能力は1日約38万件ですが、これを大幅に拡充し、国が主導して、「いつでも、誰でも、無料で」受けられるPCR検査体制を確立し、検査キットなど資材の調達などに、国が責任を持つように求めていくこと。(2)医療機関、高齢者入所および通所施設、学校、保育所等での感染拡大を防ぐためにも定期頻回検査は、国が全額費用負担すること。(3)抗原検査キットを全市民に無料配布できる規模で確保すること。当面、保育所、学校、事業所を通じての配布を行うことを求めます。以上3点について見解を求めます。

#### ○次に医療機関支援と保健所機能強化についてです。

昨年夏の「第5波」の時のような「自宅放置」で亡くなる方を二度と出してはならないと考えます。地域の医療体制強化が急務であるにもかかわらず、発熱外来への補助金や診療報酬の加算を打ち切るなど許せません。

そこで質問します。(1)補助金の復活、診療報酬の引き上げなど、医療機関への支援を抜本的に強化すること。(2)保健所の機能維持のために他部署からの人員配置等で対応していますが、日常業務への影響など限界があります。感染拡大により、保健所の業務もひっ迫しています。自治体任せにせず、緊急の体制強化を行うとともに、恒常的に保健所の人員を増やしていくこと。以上2点を国に求めていくべきです。見解を求めます。

〇次に事業者への支援についてです。

新型コロナウイルス感染症は、オミクロン株への変異で爆発的な広がりをみせており、まん延防止等重点措置が拡大されるなか、大分県も1月27日より2月20日まで延長されました。再延長しなくても大丈夫なのか。とい疑問視する声も多数です。この2年間、感染拡大のたびに営業自粛などを求められてきた中小業者やフリーランスの皆さんからは、まともな補償もないことに怨嗟(えんさ)の声が上がっています。

事業者は、必死の資金繰りで年を越したにもかかわらず、年明け早々に感染拡大です。新たな制度である「事業復活支援金」の受け付けがはじまりましたが「持続化給付金」の半分です。

そこで質問します。(1)「事業復活支援金」の審査の改善、スピードアップに全力をあげること。「持続化給付金」並みの増額を国に求めていくこと。(2)本市としても、事業者への家賃等の固定費への支援をおこなうべきです。見解を求めます。

〇次に生活困窮者支援についてです。

政府の施策として、非課税世帯等を対象にした、10万円の給付金の申請がはじまりました。しかし、非課税であっても扶養されている人、また家族に課税者がいれば除外です。非正規雇用で仕事を失った課税世帯には、非課税世帯並みの収入の減少が見込まれなければこの施策の対象にはなりません。

そこで質問します。(1)所得激減が見込まれる世帯への周知を徹底すること。また10万円給付の対象を大幅に拡大することを国に求めていくべきです。見解を求めます。

## 2、平和と安全について

ロシアプーチン政権のウクライナ侵略、原発施設への爆撃、核兵器による威嚇は、「主権の尊重」「領土の保全」「武力行使の禁止」を義務付けた国連憲章に違反する歴史的暴挙であり、厳しく抗議し、即時撤退を強く求めるものです。

米中対立も激化しています。中国による東シナ海や南シナ海での覇権主義の行動に対しては、国連憲章と国際法にもとづいた冷静な外交的批判が何よりも大切です。軍事に対して軍事で構えるならば、軍拡競争の悪循環に陥り、衝突や戦争という破局的な事態を招きかねません。

こうしたなか、岸田政権は、米国に追従して、「戦争する国」づくりのあらたな危険な道に踏み込んでいます。岸田首相は歴代政権で初めて施政方針演説で「敵基地攻撃能力保有」の検討を表明しました。また岸防衛大臣は国会で「自衛隊が他国の領空に入って、軍事拠点を爆撃することも自衛の範囲として「排除」しない述べました。安倍元総理・維新の会は、核兵器の共有論まで言及しました。これらと一体に、憲法9条への自衛隊の明記、緊急事態条項の創設などを含む憲法9条の改悪が狙われています。さらにこうした動きを加速させる史上最高規模の軍事費拡大がすすめられていることも重大です。

こうした発言や動きは、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意」し、「戦争放棄」をうたった日本国憲法とは相いれないものであり、絶対に容認できません。また国是としての「非核三原則」を蹂躪する発言は許されません。

そこで質問します。今求められているのは、憲法9条をはじめ憲法の全条項守り、生かした政治だと考えます。また「非核三原則」を蹂躪する発言の撤回を求め、唯一の戦争被爆国として、政府に対し、核兵器禁止条約への署名・批准を求めていくべきと考えます。見解を求めます。

〇次に日米地位協定についてです。

1960年に「日米相互協力及び安全保障条約（新日米安全保障条約）」が結ばれました。これに基づき、具体的にどの場所（区域）・どの施設を米軍に提供するのか、提供手続はどのようにして行うのか、駐留した後の米軍、米兵・軍属、その家族は、わが国において、どのような取扱いを受けるのか、を決めているのが、日米地位協定です。

地位協定には、基本的に大きな問題があります。1つめは、米軍基地（施設・区域）を提供・返還する手続・内容が米軍の都合のよいものとなっている点です。2つめは、米軍基地や米軍がわが国の法のコントロール（規制）を受けない仕組みがつくられている点です。3つめは、様々な特権が米軍や米兵・軍属に与えられている点です。

昨年来米軍基地が新型コロナウイルス感染防止の水際対策の「大穴」になっていることが大問題になっています。この問題の根本にも、米軍に治外法権的な特権を保障している日米地位協定があります。ドイツでも、オーストラリアでも、韓国でも、受け入れ国側が検疫を行う権限が保障されています。ところが日本だけは、検疫は米軍まかせで、日本政府は何らの関与もできません。こ

れでは独立国と言えませんし。大分市民の平和と安全のみならず、命と健康にとっても脅威となっています。

そこで質問します。政府に対して、（１）日米地位協定の抜本改正に踏み切ることを強く求めていくこと。（２）また間近に迫っている日出生台での米海兵隊の実弾砲撃演習の中止を求めていくこと。以上２点について、見解を求めます。

### ３、暮らしと経済について

日本共産党はこれまで、たびたび大分市民への暮らしのアンケートを実施してきました。市民の声は「働けど、働けど賃金は上がりず暮らしはいつこうに楽になりません」「年金は切り下げられ、医療・介護の負担はうなぎのぼり、老後不安は苦痛にかかりました」「消費税の連続増税、物価高、原油高騰、コロナ感染拡大、商売の先行きは真っ暗です」など、切実な声ばかりです。日々の暮らしぶりが、いっそう大変になっていることを示しています。

通常国会冒頭、岸田総理は施政方針演説で「経済再生の要は、『新しい資本主義』の実現」と述べ、「公平な分配が行われず生じた、格差や貧困の拡大」などの問題をあげ、「新自由主義的な考え方が生んださまざまな弊害」を乗り越えると意気込みました。

そこで質問します。（１）市長は、岸田総理が発言した「新自由主義的な考え方が生んださまざまな弊害」とは、これまでの政策のどこに、どのような問題があったと認識していますか。

（２）「新しい資本主義」のコンセプトは「成長と分配の好循環」「コロナ後の新しい社会の開拓」だといっていますが、大分市民の暮らしと経済の再生について期待できるものはありますか。以上２点について見解を求めます。

#### 暮らしと経済再生の提案

「新自由主義的な考え方が生んださまざまな弊害」とは、弱肉強食と自己責任おしつけの政治に他なりません。労働法制の規制緩和、社会保障削減、消費税連続増税——この３本柱で、実質賃金が減り、負担が増え、将来不安が社会を覆い、GDPの５～６割を占める家計消費を冷え込ませた結果、日本が「もろくて弱い経済」「成長できない国」になりました。日本共産党は、新自由主義を転換し、「やさしく強い経済」への大改革を行うことを提案しています。

#### 第１の柱は、政治の責任で「賃金が上がる国」にすることです。

労働法制の規制緩和で、不安定な非正規雇用が４割を占め、ワーキングプアを激増させ、「格差や貧困」を広げました。これは疑いの余地がありません。人間らしい雇用のルールをつくり、非正規雇用の正規化、サービス残業の根絶、中小企業支援と一体に最低賃金の１５００円への引き上げ。この三つを行うだけで、平均賃金を９７年のピークに戻すことができるという民間シンクタンクの試算もあります。当面の緊急の課題として（１）全国一律最低賃金１５００円

への引き上げを求めていくこと。(2) 民間も公務も正規も非正規も含めたケア労働者の賃上げを求めていくこと。(3) ジェンダー平等の視点を貫くことです。日本では、年収で240万円もの男女の賃金格差があります。この解消に向けて、企業に実態を公表することを義務づけることを要求していくこと。以上3点について、見解を求めます。

第2の柱は、社会保障を削減から拡充に転換することです。

○まず年金改革についてです。

年金、医療、介護など社会保障の負担増・給付削減も、貧困と格差を広げました。年金減額は、安倍政権が導入した賃金マイナススライドによるもので、2020年度の実質賃金が、消費税増税やコロナの影響で下がったからとされています。しかし、この間、食料品や灯油などの価格は上がり続けています。生活必需品の価格が高騰するさなかに年金を減額するのは、生活実態を無視するものです。その削減はコロナ危機にあえぐ地域経済に追い打ちをかけることになります。

物価が上がるのに年金は下げる。この現行の年金スライドの仕組みは、生活の実態も、経済の動向も反映しない欠陥制度であることは明らかです。

そこで質問します。政府に対し、削減ありきで国民を苦しめる仕組みを見直し、「減らない年金」に改革することを求めていくべきです。見解を求めます。

○次に、病床確保についてです。

今の政権が、医者が増えると医療費が膨張すると医師数を抑制した結果、日本の医師数は、人口1000人当たり2.4人とOECD（経済協力開発機構）加盟36ヶ国あたり3.2位、加盟国平均人口1000人あたり、3.4人には1.4万人少ない水準です。病院数は1990年のピーク時から1796も減少しています。ところが政府は高度急性期病床、急性期病床を20万床減らすことを目標に、全国の400以上もの公立・公的病院をリストアップして削減・統廃合を推進し、そのために消費税増税分を財源とした「病院削減補助金」までつくりました。新型コロナウイルス患者が入院できず命を落とすなどの教訓から、病床削減を進める地域医療構想や公立・公的病院の整理縮小は「間違いだった」ことがはっきりしたのではないのでしょうか。

そこで質問します。政府に対し、医療病床削減方針の撤回を求めていくべきです。見解を求めます。

○次に後期高齢者医療についてです。

来年度予算案には、10月からの75歳以上の窓口負担2倍化が盛り込まれています。課税所得28万円以上かつ、年金収入とその他の合計所得金額が320万円（単身世帯にあつては200万円）以上である者とされています。

大分市では被保険者62,325人で、20.7%に当たる12,915人が、現行の1割負担から2割負担に移行することが見込まれています。75歳

以上の方が病院にかかる受診率は74歳以下と比べ、外来では2.3倍、入院では6.3倍と高くなっています。医療費負担が倍になれば、受診を我慢するのは明らかであり、「受診抑制」への懸念が指摘されています。病気の早期発見・早期治療ができなければ、結果として重篤化による医療費の増大を招き、このコロナ禍で、病床を圧迫し、医療現場への負担を増大させることは明白です。

医療費の負担増は、高齢者の暮らしをさらに圧迫するものであり、全国民に必要な医療を保障する「国民皆保険」制度の根幹を揺るがすものであり、到底納得できるものではありません。

そこで質問します。政府に対し、後期高齢者医療費の2割負担の導入の撤回を強く求めるべきです。見解を求めます。

〇次に生活保護についてです。

現政権のもとでの生活保護削減・生活扶助費カットは15%に上ります。消費税増税・物価高が厳しい生活にさらに追い打ちをかけています。「1日3度の食事を2回に減らした」「灯油代を節約するため、コタツにくるまっている」「親戚の葬儀にもいけない」などの切実な声ばかりです。

そこで質問します。政府に対し、(1)支給水準を生存権保障にふさわしい水準にするため、保護基準引き下げが始まった2013年度以前の水準に引き上げを求めていくこと。(2)また保護申請の門前払い、扶養照会をやめさせ、自動車保有、わずかな預貯金など「資産」を理由とした保護利用を拒む運用を改めることを求めていくこと。以上2点について見解を求めます。

第3の柱は、税制の改革についてです。

〇まず、消費税の減税についてです。

世界の76の国・地域では、コロナ禍での暮らし・経営支援のため、消費税に当たる付加価値税の減税に踏み出しています。消費税減税こそ、コロナから暮らしを守り、経済を立て直す決定打です。消費税創設とその相次ぐ増税の一方、大企業や大富豪への減税で格差と貧困を広げたことは、税制における新自由主義が生んだ最大の弊害です。この弊害で実質賃金が低下し、家計消費が冷え込んだ結果、景気が悪化するという悪循環が続きました。消費税減税でこの悪循環を断ち切るべきです。

そこで質問します。政府に対し、消費税を緊急に5%に減税することを求めていくべきです。見解を求めます。

〇次にインボイス制度についてです。

昨年10月から、税務署への登録が開始されているインボイス制度によって、小さな事業者やフリーランスで働く人たちが取引や仕事から排除される危険が大きく、ここでも「淘汰」がすすもうとしています。インボイス制度は、「これまで免除されていた消費税を、業者間で押し付け合いをさせた上で、確実に取

り立てる制度」、「消費税増税への地ならしともなるこの制度」と反対の声が上がっています。

そこで質問します。政府に対し、小規模事業者やフリーランスに納税義務を広げ、負担と格差をさらに拡大するインボイス制度中止を求めていくべきです。見解を求めます。

日本共産党は、暮らし・経済をたてなおす財源は、庶民への負担増に求めるのではなく、コロナ危機のもとでも浮き彫りになった大企業・富裕層への優遇税制（不公平税制）をただして充当すべきと考えています。このことを強く指摘しておきます。

○次に、固定資産税についてです。

また本市においても、税制上の措置として、企業に実施している固定資産税の軽減は、生活困窮者にも拡充すべきです。見解を求めます。

4、次に農林水産行政について質問します。

農林水産業の疲弊も深刻です。農家も農地も減り続け、生産基盤の弱体化は、TPP（環太平洋連携協定）、EPA（経済連携協定）など輸入自由化でいっそう加速されています。地球環境の悪化や途上国の人口増加で世界の食料需給が不安定化する中、食料自給率は戦後最低の37%に低下しました。国内農業を置き去りにしてきた結果、国民の生存基盤の根本を揺るがしかねない事態となっています。

最悪の表れが、昨年来の米価の大暴落への対応です。「米価は市場で決まる」との立場に固執し、生産費を大きく下回る低米価を放置し、農家には史上最大の減産を強いながら、ミニマムアクセス米輸入は聖域扱いです。また条件不利地の農業を一気に衰退させかねない水田活用交付金の大幅見直しを打ち出しました。政府が育成するとしてきた大規模経営や集落営農からも「もう続けられない」と悲鳴が上がっています。こうしたなか、自公政権は、農林水産分野の環境への負荷軽減を掲げた「みどりの食料システム戦略」を打ち出しましたが、小規模農家が切り捨てられかねません。林業では、輸入材依存を是正し、木材自給率を高めるために、国内材の公的事業での使用拡大、民間の利用拡大への支援

漁業では、魚価の低迷や、海水温の上昇、海流の変化などによる不漁で経営困難に陥っている漁業者への支援が求められています。

いま世界は、地球規模の環境破壊やコロナ危機を踏まえ、人と環境に優しい農政への転換を進めています。日本も、食料の外国依存を改め、価格保障や所得補償の充実などで多様な家族経営が成り立ち、農村・漁村で暮らせる農林水産業に真剣に踏み出す時です。そこで質問します。本市の農林水産業の再生に向けての基本姿勢・重点施策について、見解を求めます。

5、次に原油価格高騰対策についてです。

新型コロナウイルス変異種オミクロン株の感染拡大による第6波への対策が急がれているさなか、更に追い打ちをかけるように原油価格の高騰やそれに伴う原材料の値上がりなどが市民生活をはじめあらゆる分野に影響を及ぼしています。政府は原油価格高騰対策として、特別交付税措置（措置率1/2）を講じています。この交付税は地方自治体の裁量で政策決定のできる自由度の高いものです。

原油価格高騰の影響は、生活困窮者のみならず、社会福祉施設、タクシー業界、農林漁業関係など広い範囲に及んでいます。我が党は、この交付税を活用した支援策を早急に行うことを求めてきました。昨年（2020年）の第4回定例会では、「国の動向を注視する」との答弁でしたが、ウクライナ情勢の緊迫化で、原油価格高騰の懸念が拡大しています。

そこで質問します。本市においても、「地方公共団体の実施する原油価格高騰対策に係る特別交付税」を早急に活用し、市民生活や事業活動を支援するための緊急対策をただちに行うことを求めます。見解を求めます。

#### 6、次に子育て支援について、子ども医療費について質問します。

子どもの医療費無料化について、我が党、子育て支援制度の柱としての必要性、子育て世帯の強い願いであることを指摘し、拡充を求めてきました。「早急に県内各市町村と同様に、中学卒業まで医療費完全無料をしてほしい」とこうした関係者の声を、この議場でもたびたびご紹介をさせていただきました。2020年10月より所得制限をもうけたものの、一部助成を拡大しました。新年度予算（案）では、一部を除き対象としていなかった小・中学生の通院に係る医療費の自己負担額について、助成対象の拡大が提案されていることは、一歩前進として評価するものですが、これによしとするものではありません。商工会議所青年部も子ども医療費無料化拡充の提言を、市長に行ったと聞き及んでいます。

そこで質問いたします。子どもの医療費助成は、早急に県内自治体と同等な、中学卒業までの完全無料に踏み切るべきです。見解を求めます。

#### 7、次に行政改革について、地方自治体のデジタル化についてです。

「デジタル社会」の実現と称して、昨年、関連法案が国会で成立しました。デジタル化の目的は、企業が行政のもつさまざまな個人情報を提供・共有、（個人の行動や、医療、介護、資産も含めてビッグデータとして活用）し、管理できる体制をつくり、企業をもうけさせる仕組みづくりです。またAIの窓口面談での活用など職員を減らす人件費削減を進めるものです。さらにマイナンバーで個人情報を一元化し、社会保障のサービス削減や負担増が狙われています。



デジタル化で便利になると考えがちですが、今回のデジタル法は、憲法で保障されている地方自治も団体自治も否定するものです。個人情報保護もないがしろにするもので、喜べるものではありません。

そこで質問します。問題点の多い「デジタル化」推進ではなく、地方自治体は住民を守り、福祉の増進、行政サービスのさらなる充実、その役割を果たすことこそが、何よりも求められていると考えます。見解を求めます。

8、次に環境問題についてです。

○まず気候危機打開についてです。

昨年 11 月に行われた国連気候変動枠組み条約第 26 回締約国会議（COP 26）では、石炭火力の是非が大争点となりました。46 の国と地域は、石炭火力の新設中止や、二酸化炭素排出削減措置をとらない石炭火力の段階的廃止を明記した「廃止宣言」に賛同しましたが、岸田政権はこの流れに背を向けています。

COP 26 では、産業革命前からの気温上昇を「1.5 度」に抑える努力を追求するとして合意文書が採択されました。この目標に達するためには、2030 年までに温室効果ガスの排出を半減し、2050 年には実質ゼロを達成しなければなりません。

石炭火力は、ほかの化石燃料と比べ CO<sub>2</sub> を大量に排出するため、脱石炭は世界の流れとなっていますが、残念ながら岸田政権は、石炭火力と原発にしがみついています。これは世界の流れに逆らうものです。

日本共産党は、昨年 9 月に気候危機打開への 2030 戦略を発表しました。

その柱らは「2030 年度まで、2010 年度比で、CO<sub>2</sub> を 50%～60% 削減することを目標とする。それを省エネルギーと再生可能エネルギーを組み合わせる。エネルギー消費を 4 割減らし、再生可能エネルギーで電力の 50% を賄えば、50% から 60% の削減は可能。さらに 2050 年に向けて、残されたガス火力なども再生可能エネルギーに置き換え、実質ゼロを実現する」というものです。

日本自動車工業会は、このまま火力発電への偏重が是正されない場合、製造時に二酸化炭素排出の多い日本生産の車の輸出ができなくなり、約 100 万人の雇用が失われ、経済損失は 26 兆円に及ぶと訴えています。

石炭火力ゼロ、原発ゼロ、大規模な省エネ・再生エネ普及こそ、気候危機を打開し、雇用を生み出し、GDP を引き上げる効果が期待されています。

「2050 年 CO<sub>2</sub> 排出ゼロ」を表明した自治体は増えていますが、そのとりくみは緒に就いたばかりです。すべての自治体が 2030 年までの、地球温暖化対策推進計画を策定し、住民とともに実践の先頭にたち、責任を持った取り組みを加速することが求められています。

そこで質問します。地球温暖化対策に取り組む本市の数値目標の明記は、どのように具体化していきますか。見解を求めます。

○つぎにばいじん対策についてです。

これまで我が党には、「ばいじんがひどい」「洗濯物が干せない」「子どもが喘息になった」など、市民の切実な声が届いています。その都度住民の声を紹介しながら、日本製鉄工場からのばいじんの排出抑制、監視体制の強化などを、事業者、国・県・市に求めてきました。

しかし最近、ばいじん被害を訴える苦情は、工場周辺のみにとどまらず、市内の広範囲に広がっています。大分駅周辺のマンション居住者からも「降下ばいじんに悩まされています」「飛散状況を事前に知らせてほしい」など声も寄せられています。

そこで質問します。1、降下ばいじんの細目協定(月1平方キロあたり6トン)をもっと厳しい基準にし、事業者にはそれにふさわしい排出規制を求めていくこと。2、広範囲に広がっている降下ばいじんの実態把握のためにも測定地点を増やすこと。3、降下ばいじんの飛散状況を市民に知らせる事前情報提供体制を、自治体と企業でつくること。以上3点について、見解を求めます。

9、つぎに公共交通についてです。

○まずバス事業についてです。

バス路線廃止など地域公共交通の衰退は、地域住民の足が奪われるという深刻な事態になっています。

特に野津原地域では、2020年のダイヤ改正にともない、一日のバスの本数が半分に減少。通院で利用している高齢者は「安心して通院できない。次回の予約時間を決めるのもままならない」「バスに乗って街中へ買い物に出る機会がめっきり減った」と、暮らしへの不安の声が異口同音に語られています。

これは市民の移動制限にとどまらず、高齢者の日常活動、経済活動の低下も意味し、本市にとってもその改善は喫緊の課題と考えます。

今グリーンスローモビリティ・空飛ぶ自動車など、新たな交通対策も検討が進められていますが、なによりも必要なことは、「病院にいけない」「買い物にいけない」など、市民の切実な声に応えていく、地に足をつけた対策こそ最優先ですすめていくべきです。

そこで質問します。市民の切実な声に応えた地域公共交通対策の抜本的拡充こそ、最優先ですすめるべきです。見解を求めます。

○次に、鉄道事業についてです。

JR九州は、2017年8月、大分市内8つの駅の無人化を発表し、無人化撤回の多くの市民・団体の声を無視して、2018年3月に日豊線の幸崎駅、豊肥線の敷戸駅などの無人化を強行しました。

そして今回、3月12日のダイヤ改正から、「駅体制の見直し」を発表し、販売対応や改札対応が大幅に縮小される内容となっています。

駅無人化については、車いす利用者らが、「移動の自由を侵害している」としてJR九州を提訴し、裁判が進められています。

また今回の駅体制変更の見直しについても、JR九州に対し、今年1月初旬に障がい者団体などから、住民・障がい者等の納得を得るまで「駅体制の見直し」を実施しないこと。などの要請書が提出されています。

公共交通は、移動の自由を保障する手段として欠かせません。JR九州は民間事業者とはいえ、公共交通を守り、住民サービスを提供する社会的責任があります。2016年に施行された「障害者差別解消法」は、障がいのある人でも、社会で不便さを感じないように「合理的配慮」を義務付けています。これにも抵触するものです。

そこで質問します。公共交通の安全性・利便性を担保するうえからも、本市として、JR九州に対し「駅体制の見直し」について、再検討するように、強く要望をしていくべきです。見解を求めます。

#### 10、次に防災対策についてです。

気候変動による脅威と被害は、私たちが「経験したことがない」豪雨、暴風、猛暑などきわめて深刻です。昨年の夏も大雨特別警報、「緊急安全確保」の指示が頻繁にだされ、洪水、土石流がおこり、多数の死者や行方不明者、大きな被害がもたらされています。豪雨水害では、2018年の西日本豪雨、2020年の熊本豪雨、「何十年に一度」とされる豪雨被害が毎年発生しています。2020年7月の豪雨では、大分県内、大分市でも甚大な被害をうけました。

昨年の熱海での盛り土流失を原因とした土石流被害は、開発規制のあり方にも警告を發しました。また近年地震が全国各地で発生しています。1月22日未明の日向灘沖を震源とした地震では、大分市内では、水道管からの漏水、液状化が発生しています。南海トラフ地震の前触れを感じさせました。被害を未然防止するためには、いざというときの備えがなによりも大切です。

そこで質問します。1、国・県・市河川の土砂掘削を精力的に実施すること。また建設残土を処理するための盛り土用地確保をすすめること。2、水道管・下水管のライフラインについては、土質など液状化対策を考慮した耐震化を促進すること。以上2点について見解を求めます。

#### 11、次に同和問題についてです。

第192臨時国会で「部落差別の解消の推進に関する法律」が議員立法で成立しました。同法は「現在もなお部落差別が存在する」（第1条）するとして、国に「部落差別の解消に関する施策」を、自治体に「地域の実情に応じた施策」として「相談体制」「教育啓発」「実態調査」の実施を求めるものです。

同和問題は、1969年の同和对策事業特別措置法以来2002年まで実施

された同和対策事業によって、環境など地域内外の格差は解消され、同和地区内外の混住も大きく進み、「旧身分」にこだわらない意識の大きな変化などで基本的解消段階に至っています。

2002年の同和対策事業特別措置法終了に当たって政府審議会は、これ以上の同和特別対策の継続、「部落解放同盟」の差別糾弾など誤った運動団体の行動、「解同」言いなりで主体性を放棄した行政のあり方こそが、「差別解消の新しい阻害要因」と認めました。にもかかわらずこの法律は、こうした部落問題、同和行政の到達点を否定するもので、全くの時代錯誤の代物です。

第2に重大なのは、法律で初めて「部落差別解消」とうたいながら、何をもって「部落差別」か、ということを含く規定していないことです。

また、法律には「部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議」が付けられ、実施に当たっての3項目の留意事項が付けられました。そこでも、国民の理解が求められ、運動団体の行き過ぎた言動への対策、教育、啓発、調査が新たな差別を生まないように注文を付けています。

このような付帯決議を付けざるを得ないという事実が、この法律の危険性も浮き彫りにしています。部落差別解消法の推進は、問題があります。

そこで質問します。税・使用料減免などの特権的施策はなくして、ただちに一般施策に移行すべきです。見解を求めます。

## 12、最後に教育行政についてです。

子ども一人ひとりを大事にしたい。そんな国民の願いが40年ぶり反映され、小学校の学級規模の縮小(35人学級)が実現の方向に転換しました。

学校は一昨年の一律休校など政府の誤った対応もあり、行事ができない。対人関係がつかれない。家庭環境により、学力や経験の格差が広がるなど多くの困難を抱えています。うつ症状のひろがりなどの子どもの強いストレスも指摘されています。コロナ危機のもとで子どもをしつかり支える学校をつくることは、教育の喫緊の課題となっています。また学級崩壊も深刻となっているとの声もお聞きします。もともと日本の教職員は少なすぎます。長時間労働が社会問題となっています。そこに消毒、検温、オンライン併用授業、コロナ由来の子どものケアなどが加わり、負担は限界にきています。

そこで質問します。子どもたちへの手厚い教育のためには、緊急に教職員をふやし、来年度からさらに少人数学級を加速させることが求められていると考えます。教育長の見解を求めます。

以上で総括質問を終わります。

